

令和 3 年 1 月 7 日

保護者の皆様

インフルエンザによる出席停止に関する手続きの変更について

呉市立広中央中学校長

平素より本校教育推進のために、格別のご理解とご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

さて、これまで呉市立小・中・高等学校においては、児童生徒がインフルエンザにより出席停止となった後、回復して再度登校する場合には、医療機関において「治癒証明書」を取得して学校まで提出していただいております。

一方で、「治癒証明書」の取得のために、改めて医療機関を受診することが必要となり、他の感染症に罹患するリスクをはじめ保護者の皆様に負担をかけてしまうことが考えられることから、呉市医師会や呉市PTA連合会等からの意見を踏まえながら、新しい手続きについて検討が行われてきました。

この度、呉市教育委員会学校安全課からインフルエンザによる出席停止に関する手続きの変更について通知がありましたので、今後は、これまでの「治癒証明書」から別紙「インフルエンザ罹患証明書」（「インフルエンザ経過報告書」）の提出をお願いすることとなりますので、インフルエンザを疑う症状から受診される場合には、配付しました記入例を基に「罹患証明書」を作成した上で受診していただくとともに、その後の経過報告や必要事項の記入（押印）を行っていただき、再登校時に学校までご提出いただきますようお願いいたします。

なお、「罹患証明書」につきましては、呉市ホームページからもダウンロードすることもできますし、広中央中学校 HP からダウンロードができますので、必要な場合には活用してください。

なお、他の感染症についてはこれまでどおり治癒証明書のご提出をお願いします。

<参考> 「呉市ホームページ」

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/63/infuru-rikansyoumei.html>

インフルエンザの発症から再登校（園）までの流れ

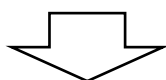
呉市学校安全課
呉市子育て施設課

① インフルエンザが疑われる症状の発症

医療機関を受診してください。

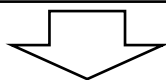
呉市内の医療機関には、呉市から医師会を通じて「インフルエンザ罹患証明書」が配布されていますが、インフルエンザの流行期には足りなくなる可能性もあることから、念のため、学校（園）から配付してもらうか、呉市ホームページから印刷した上で、受診してください。

ご不明な点は、学校（園）へお問い合わせください。



② 医療機関受診・インフルエンザ罹患証明

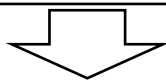
インフルエンザと診断されたら、「インフルエンザ罹患証明書」に発症日等を医師が記入します。（必要事項（発症日、診断日、医療機関名、医師氏名又は代表者氏名）が記載されている場合は、各医療機関が用意した書式でも差し支えありません。）



③ 学校（園）に電話で報告

学校（園）に電話で、次の3点を報告してください。

- ①乳幼児児童生徒の氏名
- ②学年・クラス（乳幼児の場合は、年齢）
- ③罹患証明書に記載されている発症日

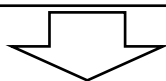


④ 自宅安静、発熱の経過を記録

発症後5日かつ解熱後2日（乳幼児にあつては3日）を経過するまでは登校（園）できません。自宅で安静に過ごしてください。

罹患証明書には、「インフルエンザ経過報告書【保護者記入】」があります。

毎日、午前と午後1回ずつ検温の上、記入をお願いします。



⑤ 必要期間安静後、インフルエンザ罹患証明書をもって登校（園）

学校（園）で「インフルエンザ経過報告書」を確認後、登校（園）を許可します。
なお、登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。